

令和8年度4月採用椎葉村「地域おこし協力隊」募集要項

「世界農業遺産」「日本三大秘境」の村 椎葉村

椎葉村は、九州中央山地の中央部に位置し、宮崎県と熊本県の県境に接しており、面積537.29km²と広大で、その94%を山林が占め、地形は1,000mを越える峻険な九州山脈に抱かれ傾斜地が多く、集落はその山間に点在している自然豊かな中山間の村です。

また、平家落人伝説を伝える村であり、現在でも独自の文化を維持し、神楽、臼太鼓踊、ひえつき節をはじめとする民謡、民話等、古くから伝わる慣習や伝統文化を大切に継承しています。

基幹産業は豊かな自然環境と森林資源を活かした農林業であり、林業はスギ、ヒノキを中心とした木材生産を行っており、農業は高冷地の特性を生かし、花卉や野菜の生産を行っています。

こうした環境の中、村を活性化させる取り組みを行ってきているところですが、過疎・高齢化により人口減少が進み、人材の確保に苦慮しています。

このため、地域外からの人材や新たな発想・能力を積極的に誘致していく事としており、椎葉村の地域活性化と一緒に取り組んでいただける方を募集します。

1. 募集人員

・ 秘境 de 農業 若干名

2. 業務概要

「秘境 de 農業」

椎葉村では高冷地を活かした園芸や和牛の繁殖経営が盛んですが、生産者の高齢化により離農をする方が増えつつあります。そのため、ビニールハウスでの農業を熟練者の指導で学びながら、農閑期に6次化などを取り組み、新たな収益を得られる取り組みにチャレンジするミッションです。

任期終了後は就農することが条件となりますが、基盤整備されたハウスをリースで借りれるなど就農しやすい環境を整えています。

※応募ミッションの詳細については、移住スカウトサービス「SMOUT」をご覧ください。

SMOUT URL: <https://smout.jp/areas/1876>

3. 募集対象

- (1) 応募時点で原則50歳未満であり、次のすべてに該当する方が対象となります。
- (2) 現在、三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎地域以外）に在住しており、採用決定後、椎葉村に住民票を異動し、移住できる方。
- (3) 普通自動車運転免許を有し、実際に運転できる方。（MT、AT限定は問いません）
- (4) 心身ともに健康で、地域おこし活動に意欲と情熱があり、積極的に活動できる方。
- (5) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方。
- (6) 活動終了後、起業・就業し、定住する意欲のある方。
- (7) パソコン（ワード・エクセル等）の操作が行える方。

4. 勤務時間

- (1) 勤務日数務
 - ・週5日勤務
- (2) 勤務時間
 - ・8:30~17:00
 - ※農繁期など業務内容により変動することがあります。
- (3) 休暇
 - 有休休暇（20日/年）、夏季休暇（3日）年末年始休暇（6日）があります。

5. 雇用形態

- (1) 椎葉村の会計年度任用職員として委嘱します。
- (2) 期間は、委嘱の日から1年間とします。なお、期間は更新することができ最長で委嘱の日から3年間となります。

6. 待遇及び福利厚生

- (1) 給与 月額200,709円
 - ※2年目および3年目は若干の昇給があります。
- (2) 住宅 椎葉村で確保します。家賃については、全て村で負担します。
- (3) 諸手当 年2回賞与
 - 通勤手当は通勤距離に応じて
- (3) 社会保険等 厚生年金、雇用保険等に参加します。

7. 応募方法

- (1) 椎葉村公式ホームページにて、「地域おこし協力隊」応募用紙及び目標レポートをダウンロードし、必要事項の記入と写真を貼り下記住所まで郵送してください。
- (2) 応募締め切り 令和7年11月21日（金）
- (3) メールアドレスは携帯電話以外で利用できるものを記入してください
- (4) 応募先および問い合わせ先
〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村下福良1762-1
椎葉村役場地域振興課 企画グループ
「地域おこし協力隊」担当
TEL 0982-67-3203
Mail shiibaiju@gmail.com

8. 選考

- (1) 第1次選考
書類選考の上、結果を応募者全員にメール及び郵送で通知します。
（場合によってはオンライン面談を行います。）
第1次選考合格者には、2次選考の詳細をお知らせ致します。
- (2) 第2次選考
第2次選考試験（WEB面接試験）を実施します。
選考結果は、後日、メール及び郵送で通知します。

9. その他

椎葉村の状況を実際に知っていただく事も重要であるため、地域おこし協力隊体験事業及びインターン生の受け入れを実施します。いずれも事前申し込みが必要となりますので、別紙の実施要領をご参照ください。